

負担割合の変更がある場合の過誤調整方法について

保険者へ依頼事項

住民税の所得更正や世帯員の転出入、65歳到達の第1号被保険者の場合など、負担割合の変更がある場合における過誤について、厚生労働省からは、下記『平成27年3月12日「11月10日全国介護保険担当課長会議資料についてのQ&A」P.8問16』に記載の通り、事業者の協力が得られる場合に限り過誤を行うと示されております。しかしながら、国保中央会から示された見解によると、下記の問題が生じる上、正しい給付情報の把握という点からも、過誤再請求で正しい情報に修正いただきたい旨、示されています。本会としても、国保中央会から示された見解に沿った形での運用も考えておりますので、負担割合の変更がある場合には、過誤再請求で対応可能かどうかご検討いただきますようお願いします。

【厚生労働省の見解：平成27年3月12日「11月10日全国介護保険担当課長会議資料についてのQ&A」P.8問16】

- Q. 被保険者の負担割合を遡及変更した場合、保険者が被保険者との間で利用者負担の差額を調整することとされているが、事業者の協力のもと、事業者と被保険者の間で調整(過誤申立、再請求など)することは可能か。
- A. 事業者の協力が得られる場合に限り、事業者がレセプトの再請求を行った上で利用負担の差額分を被保険者と調整することも可能であるが、所得更正や世帯構成の変更が後日発覚したことについては事業者には何ら責任はないことから、本来は保険者と被保険者の間で追加給付や過給分の返還請求を行っていただくべきものと考えている。

【国保中央会の見解：平成27年7月29日 システム研修会議事録 会議後追記部分】

※会議後追記 国保中央会から各国保連合会へのお願い

厚生労働省からは、当該担当者説明会資料P.3記載のとおり、事業者の協力が得られる場合に限り過誤を行うとの記載がありますが、

- ・その後の給付実績を基にした処理(高額介護サービス費支給処理、高額医療合算介護サービス費支給処理、第三者行為求償における損害賠償請求業務)に影響を及ぼすこと
- ・各都道府県での取扱いがまちまちであると、全国展開等行っている事業所において連合会により取扱いに相違が発生し混乱が生じる等の問題がでてくること

上記のような問題が生じることからは、正しい給付情報の把握という点からも、過誤再請求で正しい情報に修正いただくよう保険者との調整をお願いいたします。(本件について、厚生労働省としては既に見解を提示済みであり、訂正を行うのは困難であるため、その点ご了承くださいますようお願いします。)